

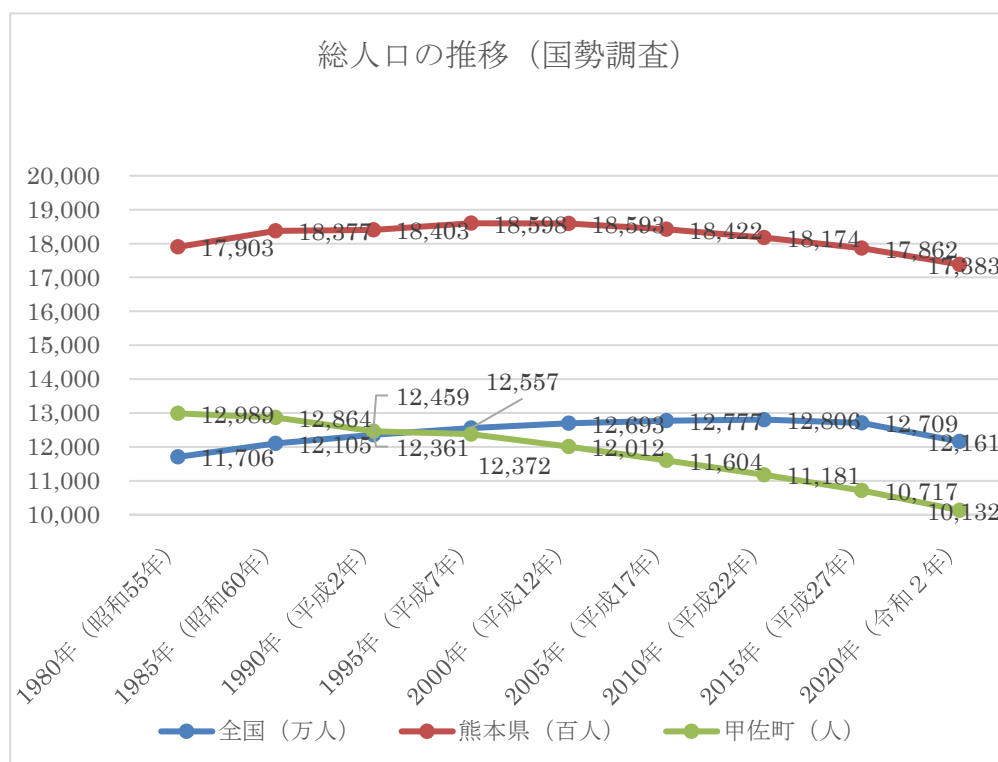
導入促進基本計画

1 先端設備等の導入の促進の目標

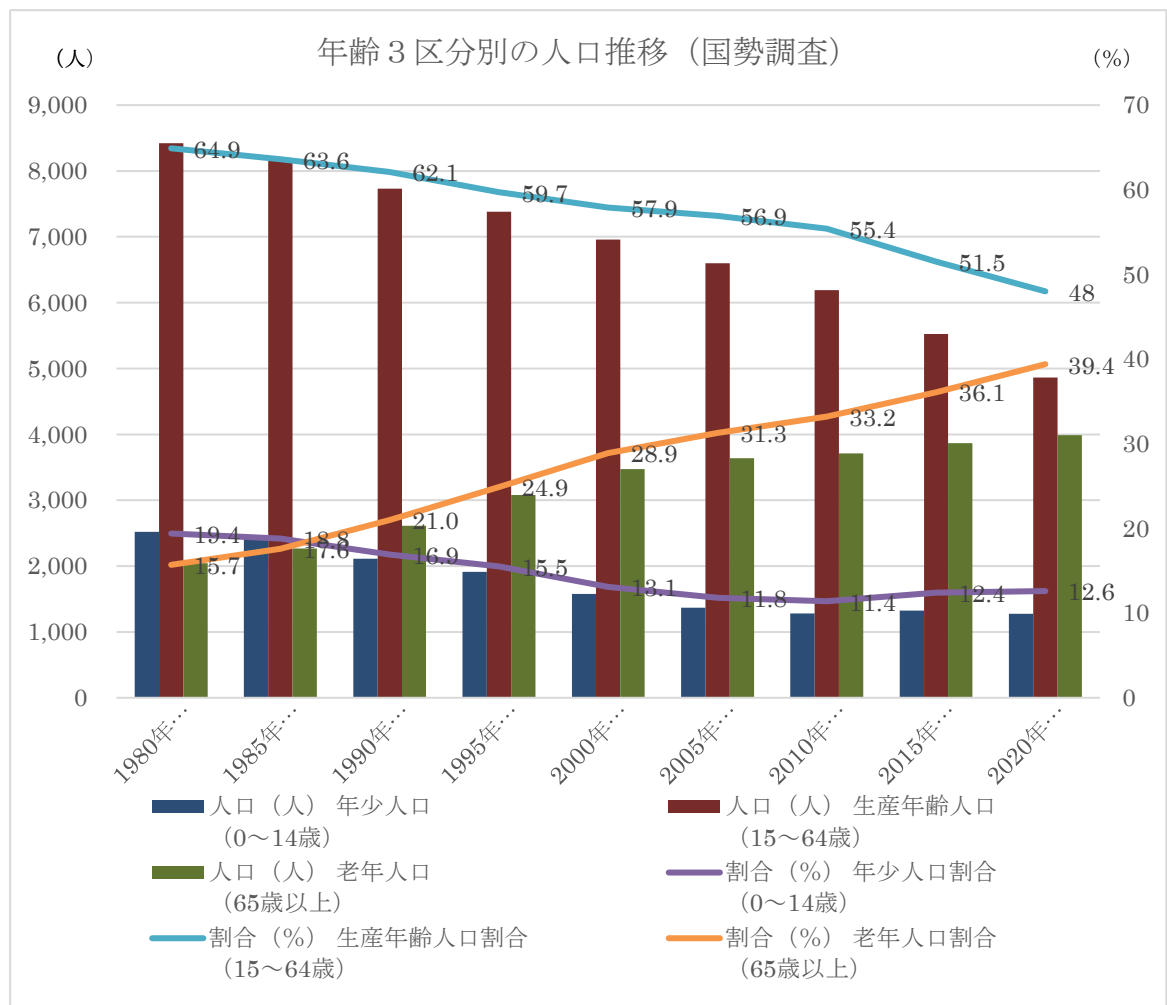
(1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

本町は、熊本県内唯一の政令指定都市である熊本市と隣接しており、熊本市の中心地から車で約 30 分、最寄りのインターチェンジから約 15 分と交通の便がよい場所に位置している。

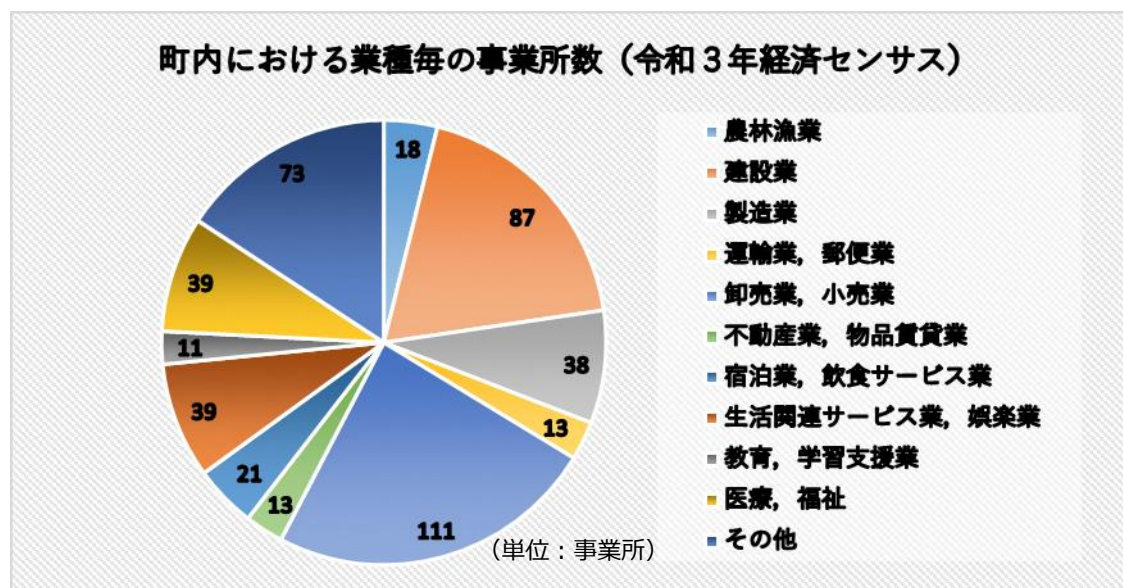
しかし、人口については全国、熊本県が人口増加している間も、1980 年（昭和 55 年）の国勢調査以降減少を続け、2020 年（令和 2 年）には、10,132 人と 40 年で約 22%も減少している。



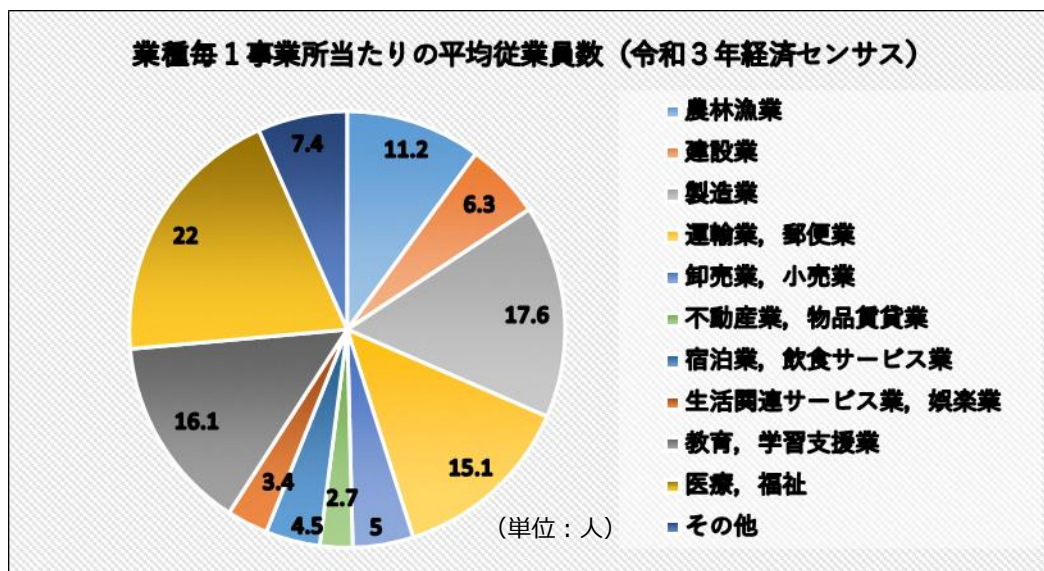
さらに、年齢 3 区分人口は、1980 年（昭和 55 年）年少人口（0 歳～14 歳）2,521 人、総人口に占める割合は 19.4%、生産年齢人口（15 歳～64 歳）は 8,424 人、同割合は 64.9%、老年人口（65 歳以上）は 2,044 人、同割合は 15.7%であったものが、2020 年（令和 2 年）年少人口 1,277 人、総人口に占める割合は、12.6%、生産年齢人口は 4,863 人、同割合は 48.0%、老年人口は 3,987 人、同割合は 39.4%と少子高齢化が急激に進行している状況にある。



そのような中、本町の産業は、総事業所数 463 事業所のうち、事業所数では卸売・小売業、建設業、生活関連サービス業が上位 3 位を占めており、約 51%を占めているが、その他の産業についても、幅広く立地している状況となっている。



従業員数を事業所数で割った 1 事業所当たりの平均従業員数は、全産業で 8.6 人、本町の事業所数の 1 位である卸売・小売業は 5.0 人、2 位の建設業で 6.3 人となっている。本データからも分かるように、本町に所在する事業所のほとんどが小規模事業所となっている。



このため、本町の経済の発展においては、中小企業者の持続的な発展が重要である。しかし、本町の人口はますます減少し、高齢化がさらに進むことが予想され、本町の中小企業者は、後継者不足等の課題を抱える中、県内の有効求人倍率は高い値で推移。さらに、本町が所在する上益城地域においては、県内の平均よりも有効求人倍率が上回っている状況（令和 3 年度の熊本県有効求人倍率 1.43 倍、上益城地域 1.47 倍）であり、人手不足に直面している。

今後、持続的な発展をしていくためには、事業内容、規模にあった設備等の導入により事業基盤を構築し、生産性の向上を行っていくと共に、後継者が引き継ぎたいと思えるような魅力ある企業としていくことが、喫緊の課題となっている。

(2) 目標

この状況を踏まえ、本町では、中小企業等経営強化法第 49 条第 1 項の規定に基づく導入促進基本計画を策定し、設備導入に係る資金面についても、事業者にとって身近な存在である商工会とも連携し、国、県の融資制度、補助事業等の情報提供や、申請に関する相談に乗る等企業に寄り添った支援を行っていくことで、中小企業者の先端設備等の導入を促し、2 年間で 6 件程度の先端設備等導入計画の認定を行うことを目標とする。

(3) 労働生産性に関する目標

これにより、先端設備等導入計画が認定される事業者の労働生産性（中小企業等の経営強化に関する基本方針に定めるものをいう。）が年率 3% 以上向上することを目標とし、域内の経済の発展をはかっていく。

2 先端設備等の種類

本町の産業は、卸売業・小売業、建設業、サービス業をはじめ医療・福祉、製造業等幅広い業種が立地しており、多種多様な業種により本町の経済、雇用が支えられている。

域内の生産性向上をはかるためには、立地している事業者のそれぞれの業種において事業内容・事業規模・課題にあった生産性向上を図ることが重要であるため、本計画において対象とする設備は、中小企業等経営強化法施行規則第7条第1項に定める先端設備等全てとする。

3 先端設備等の導入の促進の内容に関する事項

本町は、面積 57.93 km²と比較的なコンパクトな町で、熊本都市圏から車で約 30 分と熊本都市圏から近いこともあり、本町の産業は町内広域に、卸売業・小売業、建設業、サービス業をはじめ医療・福祉、製造業等幅広い業種が立地している。

このため、生産性向上に向けた事業者の取組は、各中小企業の課題、業種により生産ラインの自動化の推進、IT 導入による生産管理、販路拡大、事務業務の効率化、新商品の開発等、多様である。本町域内の生産性向上を実現するためには、対象業種、事業及び地域を限定せず、次の内容とする。

(1) 対象地域 甲佐町全域

(2) 対象業種・事業 全業種・全事業

※ただし、5に記載の内容について、配慮すること。

4 計画期間

(1) 導入促進基本計画の計画期間

国が同意した日から2年間（令和7年4月1日～令和9年3月31日）とする

(2) 先端設備等導入計画の計画期間

3年間、4年間又は5年間とする。

5 先端設備等の導入の促進に際し配慮すべき事項

(1) 本計画で対象とする先端設備等の導入は、人員削減を目的とするものではなく、雇用の安定に配慮したものとする。

(2) 本計画で対象とする先端設備等の導入は、公序良俗に反する取組や、反社会的勢力との関係が認められるものについては先端設備等導入計画の認定の対象としない等、健全な地域経済の発展に配慮したものとする。

(備考)

用紙の大きさは日本工業規格A4とする。